

箕面市立第四中学校開放教室

清掃業務委託仕様書

仕様書【箕面市立第四中学校開放教室清掃業務委託】

本仕様書は、箕面市立第四中学校開放教室の清掃業務の委託において、箕面市(以下、「甲」という)が、業務委託事業者(以下、「乙」という)に要求する業務の内容を示すものです。

1. 対象施設及び施設概要

所在地；箕面市石丸一丁目17番1号

施設名；箕面市立 第四中学校開放教室（第四中学校B棟1階）

建物の構造；鉄筋コンクリート造4階建（校舎の1階部分）

2. 委託業務実施計画書の提出

乙は、委託業務の実施について、甲の認める様式により計画書を作成のうえ遅滞なく提出すること。

3. 研修の実施

(1) 人権研修及び接遇研修を実施し、その報告を行うこと。

(2) 業務毎の研修を随時実施し、技術・知識等の維持向上に努めること。

(3) 業務開始から支障なく従事できるよう、平成29年9月の甲の許可した日時において、本契約の業務範囲内に限り事前研修を受け入れる。ただし、人件費を含む研修費用については、全て乙の負担とする。

4. 名札、服装等について

(1) すべての作業従事者について、名札を着用すること。

(2) すべての作業従事者については、市民に接することから、身だしなみについては清潔感を与えるよう十分な配慮をすること。

5. 連絡方法等について

乙は、作業従事者の中から責任者を1名おき、甲から責任者へ常時連絡のとれる体制をつくること。

6. 業務報告

乙は、業務の実施状況について、所定の様式をもって甲に報告すること。

7. 引継ぎについて

乙は、委託契約が満了する際は、業務手順書、業務引継書およびその他必要な関係資料を作成し、甲または後任への引継ぎを行うこと。

8. 業務範囲

箕面市立第四中学校開放教室

9. 業務内容

下記の清掃業務内容基準表の通りとする。

| 第四中学校開放教室 清掃業務内容基準表 | 床 掃 | ごみ・ 汚物等 の処理 | 壁 面 清 掃 | ガ ラ ス 扉 等 清 掃 | 備 品 清 掃 | 衛 生 器 具 清 掃 | 除 菌 作 業 | カ ー ペ ット 洗 浄 | 床 ワ ック ス | 窓 ガ ラ ス 等 洗 浄 | 照 明 器 具 洗 浄 | 対 象 面 積 (㎡) |
|------------------------|--------|-------------------|------------------|---------------------------------|------------------|----------------------------|------------------|-----------------------------|-------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 談話室 | 2/Y | | | | | 2/Y | | | | | | 60(予 定) |
| 事務室 | 2/Y | | | | | 2/Y | | | 2/Y | | | 32 |
| (仮称)子どもの居場所 (注4) | 2/Y | | | | | 2/Y | | | 2/Y | | | 64 |
| (仮称)子どもの居場所 (注4) | 2/Y | | | | | 2/Y | | | 2/Y | | | 128 |
| 多目的室(注1) | 2/Y | | | | | 2/Y | | | 2/Y | | | 128 |
| 工芸室(注2) | 2/Y | | | | | 2/Y | | | 2/Y | | | 154 |
| 和室(注3) | 2/Y | | | | | 2/Y | | | 2/Y | | | 20帖 |
| 廊下(トイレ含む) | 2/Y | | | | | 2/Y | | | 2/Y | | | 222 |

・Yは1年あたりの作業回数を示しており、2/Yは1年2回を意味し、年度の前半・後半に1回ずつ作業を実施する。

・床ワックス時には、床研磨・洗浄のうえ実施すること。なお、ワックス剤については滑りにくく、アレルギーを起こさないものを使用するなど、配慮すること。また、洗浄剤については床材質にあわせること。

・床仕上げは(注)以外はピータイル

・清掃業務遂行に必要な器具、消耗品等一切の経費は乙の負担とする。

(注1)床仕上げはフローリング

(注2)床仕上げは一部タイル

(注3)入り口はタイル、上がり口はフローリング仕上げ

(注4)床仕上げが変更する場合があるので、それに伴いワックス等一部変更する可能性あり

10. 清掃業務内容基準表以外の作業(年2回)

| | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 換気扇、ステンレス流し台、上下棚の中、引き出しの中、食器棚の清掃 |
| 2 | 事務室内の備品を置いている棚清掃 |
| 3 | 和室においては、押し入れの中(収納物に支障のない範囲で)、障子等建具清掃 |

11. 実施時期

年間2回の実施は、いずれも第四中学校開放教室の休館日にあたる水曜日の午前9時～午後5時に実施するものとし、作業日程については事前に箕面市立東生涯学習センターの担当者と協議のうえ決定し、実施すること。

12. その他

この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲、乙で協議のうえ決定するものと

する。